

# 獣医師法、獣医療法及び 医薬品医療機器等法について

- 1 獣医師法、獣医療法
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性  
及び安全性の確保等に関する法律  
(医薬品医療機器等法)



# 動物取扱業に従事される皆様へ

動物への診療行為や動物用医薬品の取扱いなどについて、獣医師法や医薬品医療機器等法に触れるおそれのある様々な事例が報告されています。

法律の目的や意味を十分ご理解いただき、「この行為は違法?」「これはどうなんだろう?」などありましたら、近くの家畜保健衛生所へご連絡・ご相談をお願いします。



# 事例①

## ペットショップにて





うーん  
…  
あ！



なんか  
下痢気味で  
…



この前獣医さんに  
もらったんで差し上げます



うーん  
…  
あ！

なんか  
下痢気味で  
…

この前獣医さんに  
ったんで差し上げます



## 事例 ①－1

A店で、犬（猫）を購入した顧客が  
「調子が悪い」と相談に来たので、所  
有していた薬を分与（販売）した。



## 事例 ①－2

B店で、犬（猫）を販売する際に獣  
医師から処方してもらった薬を一緒に  
顧客に渡した。



## 事例① の問題点

薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、医薬品を販売、授与できません。

(医薬品医療機器等法第24条)



# 事例②

## ブリーダー ペットショップにて

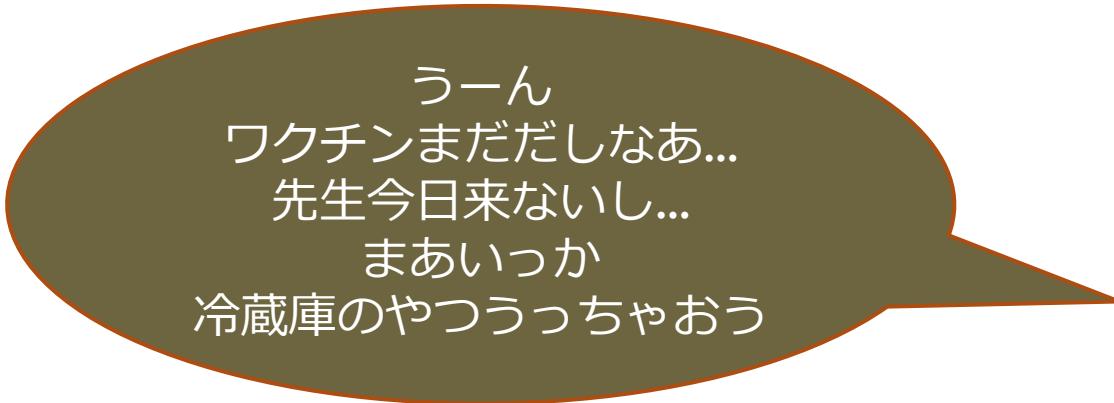




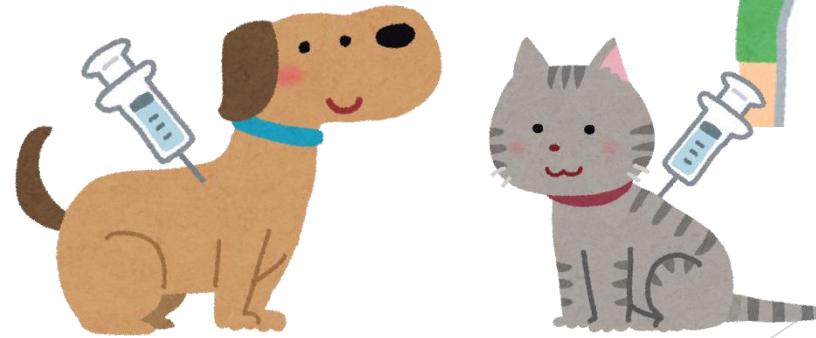
かわいい！  
このまま連れ  
て帰りたい！

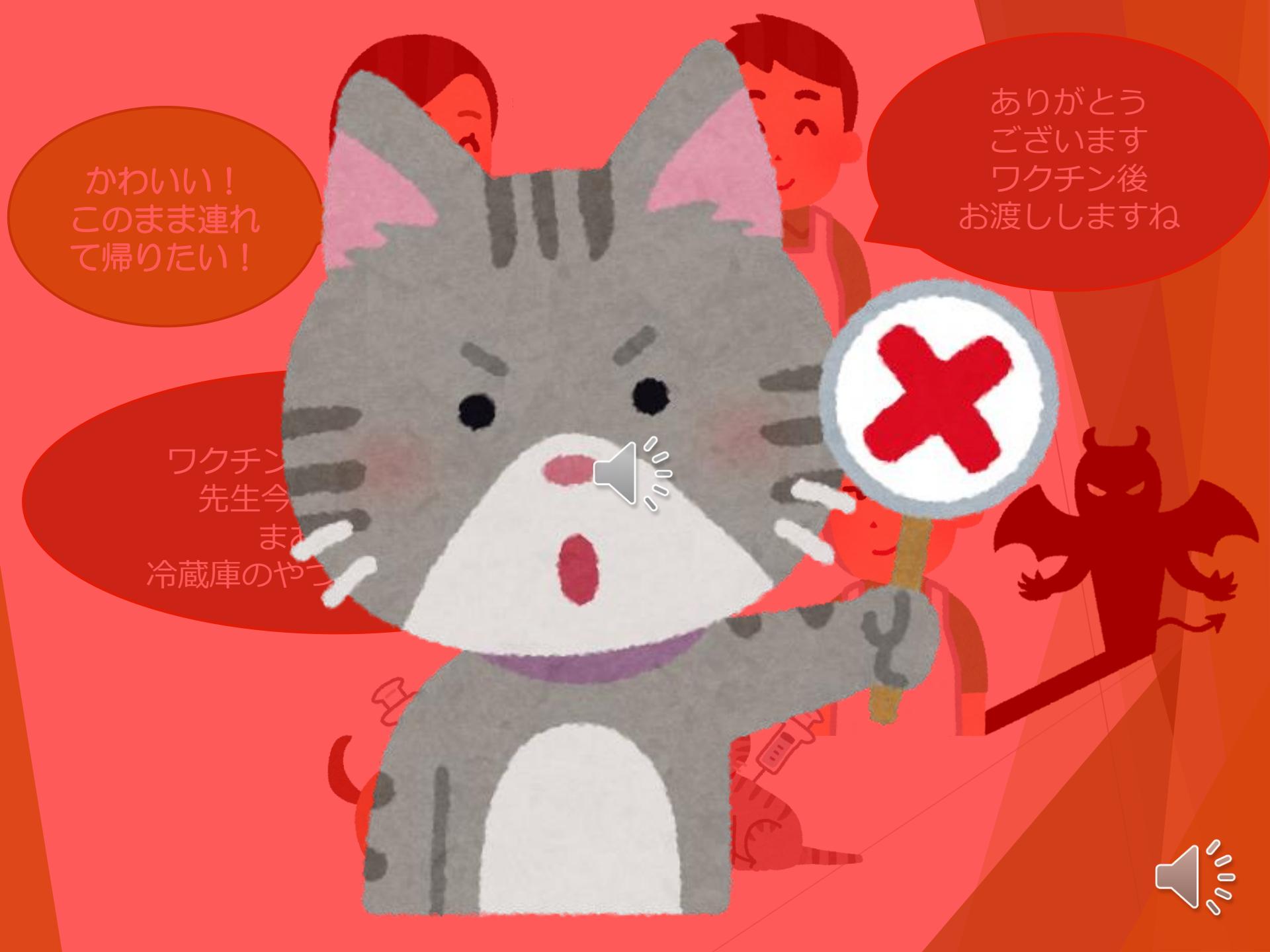


ありがとうございます  
ワクチン後  
お渡ししますね



うーん  
ワクチンまだだしなあ...  
先生今日来ないし...  
まあいっか  
冷蔵庫のやつうっちゃおう





かわいいい！  
このまま連れ  
て帰りたい！

ワクチン  
先生今  
まき  
冷蔵庫のやつ

ありがとうございます  
ワクチン後  
お渡ししますね



## 事例 ②ー1

ブリーダー業者Cは、顧客より「ワクチン接種済みの子犬が欲しい」との要望があったので、自らワクチンを接種して顧客に販売した。

## 事例 ②ー2

ペットショップDは、購入した犬を当日持ち帰りたいという顧客の求めに応じ、獣医師の資格を持たない店員がその場でワクチンを接種し販売していた。



## 事例② の問題点

動物用ワクチンは、獣医師の診療や処方が必要な「要指示医薬品」です（動物用医薬品等取締規則第168条）。

飼育動物への診療行為ができるのは原則として獣医師のみです。獣医師のいないペットショップやブリーダー等において、販売目的で飼養している動物へのワクチン接種は獣医師法第17条に抵触します。

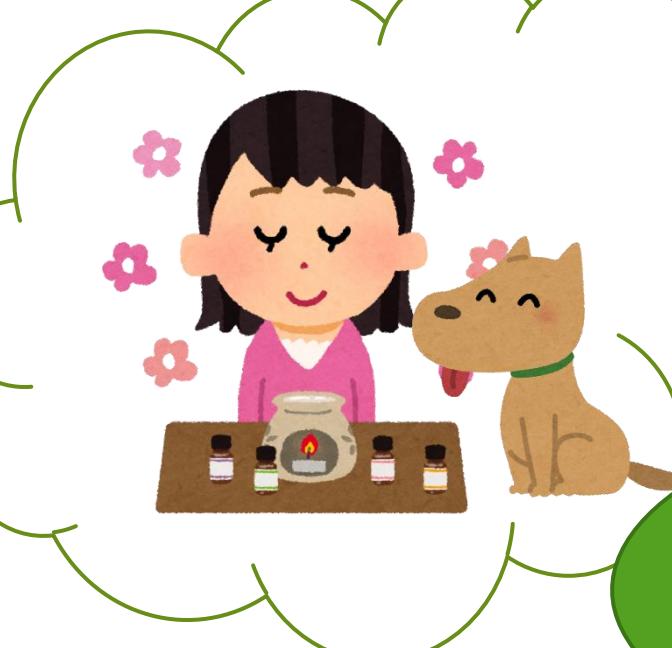
獣医師の診療や処方なしにワクチンを入手した疑いもあり、獣医師法第18条や医薬品医療機器等法第49条第1項に抵触する可能性があります。



# 事例③

## ペットシッター先にて





この前来てもらった時の  
アロマテラピー以来、  
アレルギーの調子が  
いいんだよ！



アレルギーに効果あり！  
特製オイルアロマテラピー  
出張サービスいたします  
料金 ￥・・・・・





効果あり！  
ロマテラピー  
サービスいたします  
金 ￥・・・・・



## 事例 ③

ペットシッター業者Eは、顧客への無償サービスとして、ペットを対象としたアロマテラピーを行ってみたところ、顧客から「ペットのアレルギーが改善された」「ペットの脱毛が治った」と評判になった。

このため、新たに、アレルギーや皮膚病に効果があると宣伝した有料出張サービスを始めた。



## 事例 ③の問題点

アロマテラピーは、疾病治療を目的とし、飼育動物に危害を及ぼすおそれのある場合は「診療行為」とみなされます。

また、アレルギーや皮膚病の治療、予防に関して広告することは、獣医療法第17条（広告の制限）に抵触します。



## 事例 ③の問題点-2

アロマオイルを塗る等の行為による医薬品的効果効能を標ぼうすることはできません。

効果効能を標ぼうする事ができるのは医薬品、医療機器等法で規定される医薬品等のみ（医薬品医療機器等法第66条）。

医薬品でないにもかかわらず医薬品的な効果効能を標ぼうしている場合は医薬品医療機器等法第68条（承認前の医薬品等の広告の禁止）に抵触します。



# 事例④

## ドッグカフェにて





最近うちの子  
歯石が  
溜まってきて…



うちで歯石除去  
やりますよ！





## 事例④

ドッグカフェ経営者Fは、顧客のペットに対して、「スケーラー」と呼ばれる専用器具を用いて、歯石を除去した。



## 事例 ④の問題点

スケーラーを用いる歯石除去は、獣医師の獣医学的判断及び技術をもって行う診療行為であり、獣医師以外の者が歯石除去を行った場合、獣医師法第17条に抵触する可能性があります。



# 特定家畜伝染病への対応

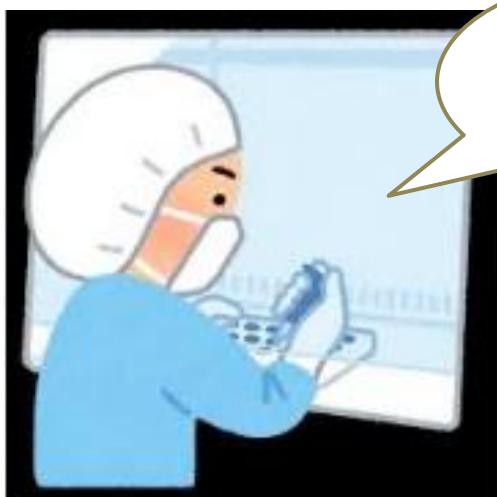
- ①口蹄疫
- ②牛海綿状脳症
- ③鳥インフルエンザ
- ④豚熱
- ⑤牛疫
- ⑥牛肺疫
- ⑦アフリカ豚熱



# 鳥インフルエンザや豚熱に感染すると…

○高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏は、元気・食欲・産卵低下、チアノーゼや神経症状を呈し、突然死。

○豚熱に感染した豚は、発熱・元気・食欲をなくし、急死。



苦しい  
仲間が死んでる



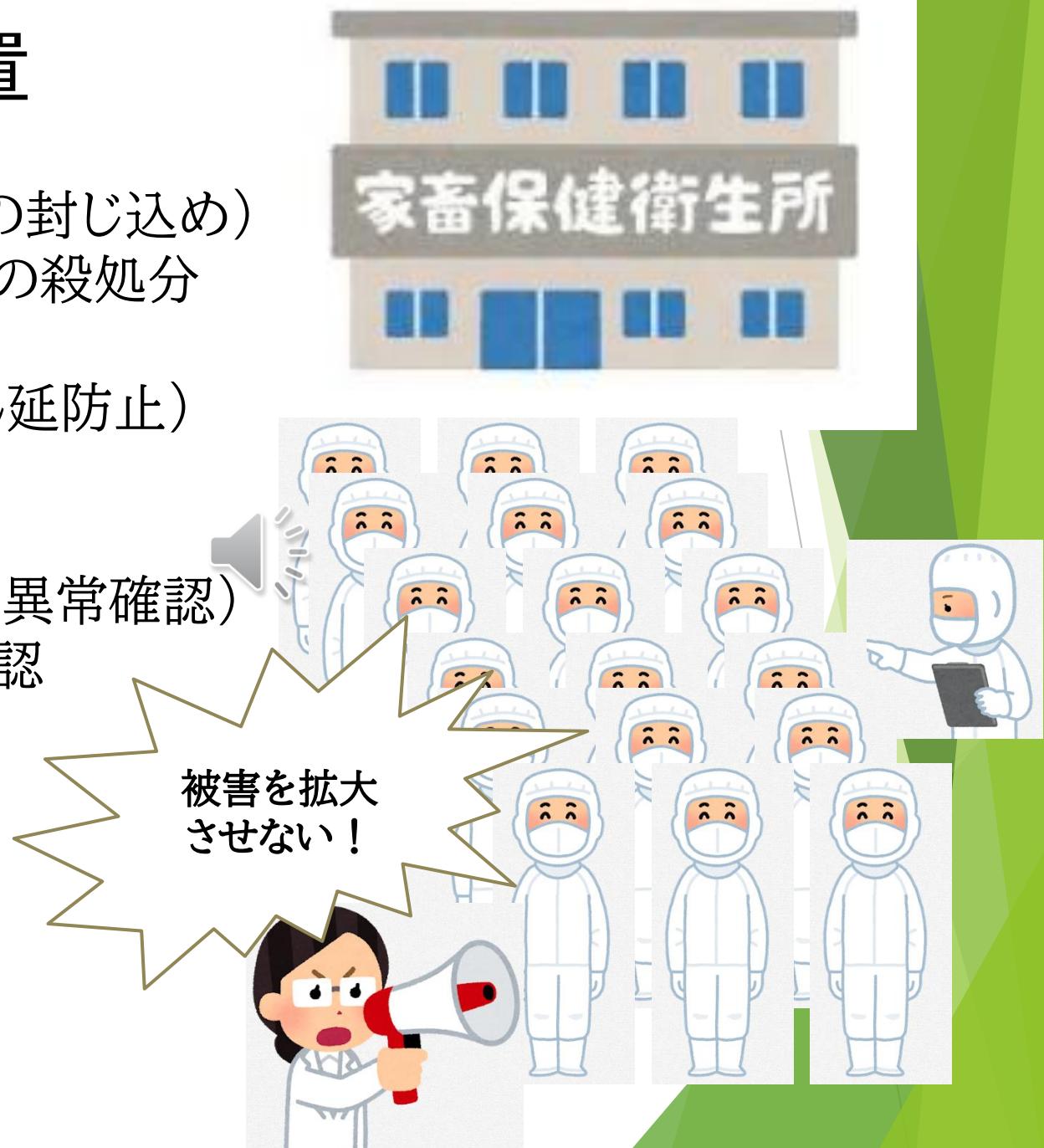
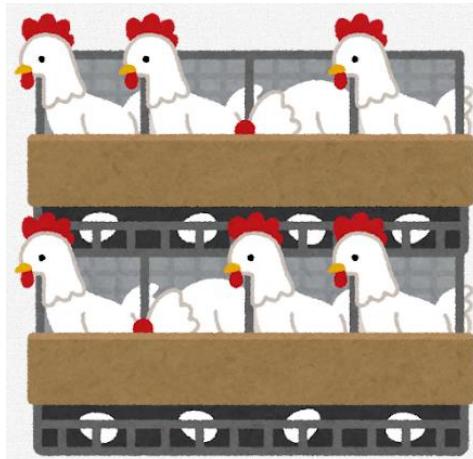
# 防疫措置

①発生地班(ウイルスの封じ込め)  
発生農場での患畜の殺処分



②消毒ポイント班(まん延防止)  
近辺での車両消毒

③検診追跡班(他農場異常確認)  
近辺農場の異常確認



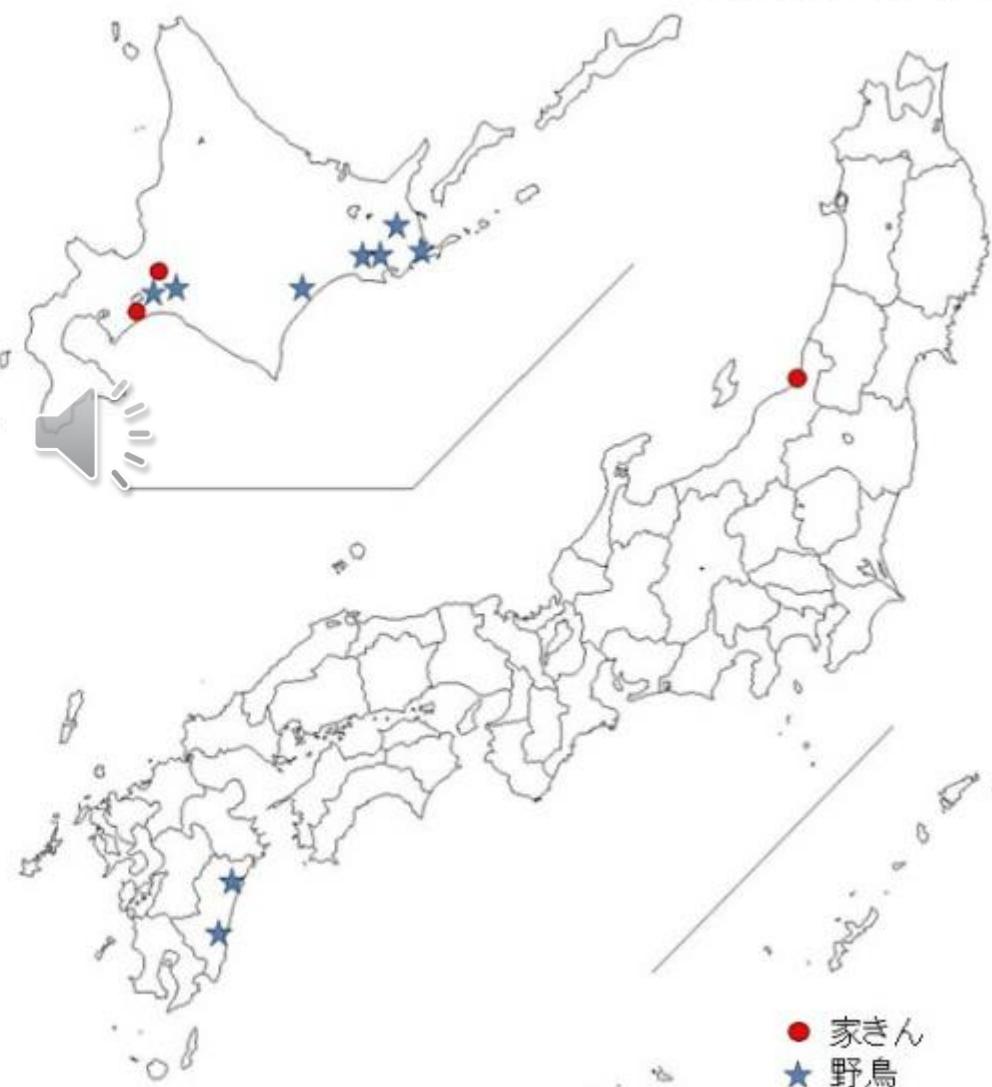
# 今年の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

## ○野鳥 1道1県10事例

※詳細は環境省HP参照 [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 北海道苫小牧市	10/15	オオタカ	HPAI	H5N1
2 宮崎県日南市	10/22	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
3 北海道根室市	10/23	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
4 北海道浦幌町	10/25	タンチョウ	HPAI	H5N1
5 北海道千歳市	10/23	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
6 宮崎県延岡市	10/27	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
7 北海道根室地域	10/27	シマフクロウ	HPAI	H5
8 北海道樺茶町	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5
9 北海道鶴居村	10/31	タンチョウ	HPAI	H5
10 北海道中標津町	10/30	タンチョウ	HPAI	H5

(令和7年11月05日15時現在)

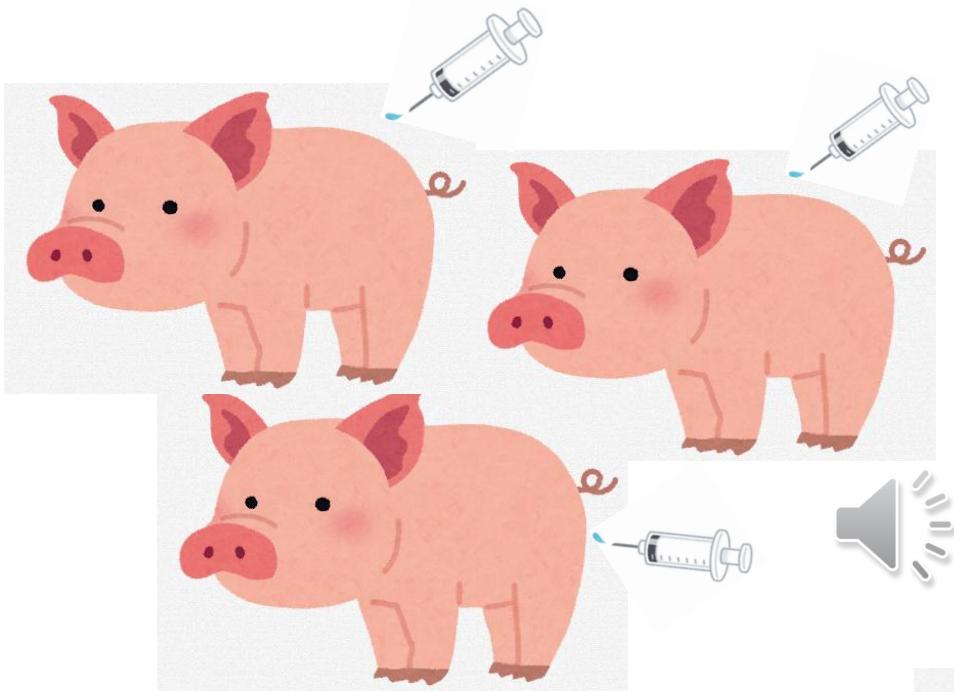


## ○家きん 1道1県3事例

地域	疑似患畜 判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 北海道白老町	10/22	採卵鶏	45.9万羽※	H5N1
2 北海道鹿庭市	11/2	採卵鶏	23.6万羽※	H5
3 新潟県胎内市	11/4	採卵鶏	63万羽※	H5

※ 疑似患畜確認時の羽数

# 豚熱対策



全頭接種。  
打ちもれなし！

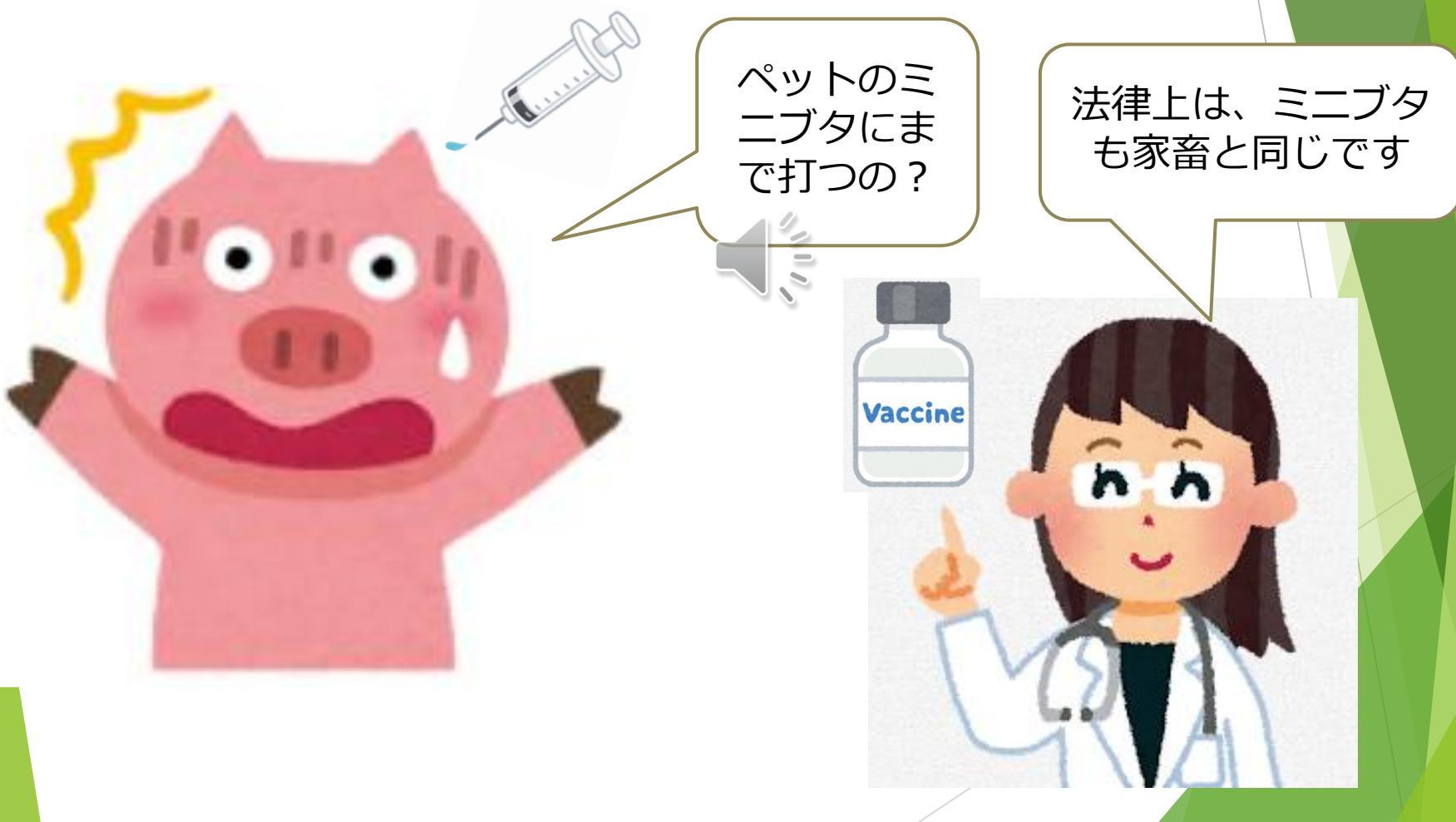


こいつも豚熱  
検査じゃ

# 野生いのしの豚熱検査状況について



# 愛玩用豚(ミニブタ、マイクロブタ等) 飼養者の皆様へ



# お問い合わせ・ご相談は

## ■ 県庁

畜産課（家畜衛生係） TEL 092-643-3498

## ■ 福岡地域

中央家畜保健衛生所 TEL 092-633-2920

## ■ 北九州・筑豊地域



北部家畜保健衛生所 TEL 0948-42-0214

## ■ 久留米・朝倉地域

両筑家畜保健衛生所 TEL 0942-30-1037

## ■ 筑後地域

筑後家畜保健衛生所 TEL 0942-53-2405